

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 2 月 28 日（金） 15:30～16:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 笠谷 雅也 内閣官房地域活性化統合事務局企画官
飯野 晋 内閣官房地域活性化統合事務局参事官補佐

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 関係政省令全般について
- 3 閉会

○藤原参事官 定刻でございますので、国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリングということでございます。

まず、最初30分でございますが、内閣官房からのヒアリングということで、私どもの事務局からの御説明、御審議ということにしたいと思います。

一つは、この国家戦略特区法でございますが、昨年12月13日から施行されておまして、公布日、公布施行同日でございますが、そこから4カ月を超えない範囲内において、政令から定める日から本格施行、例の規制緩和の効力が上がってくるということでございまして、そういう意味では4月の前半には本格的に施行するわけでございますけれども、そのための関連の政省令、委任事項がいくつかございますので、関係省庁の協力もいただきながら、今鋭意その辺を整備しているところでございます。まだワーキンググループでも議論のある項目もあるわけでございますけれども、そのあたりの状況を踏まえて中間報告を

させていただきたいと思います。

後で御説明があると思いますが、今日から一部の政省令を除いてパブリックコメントに付す形にもしてございますので、そのあたりも同日で世の中にも公表しているところがございますが、その辺も含めて笠谷企画官、飯野補佐から御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○笠谷企画官 当事務局の企画官をしております笠谷と申します。よろしくお願いたします。

政省令事項につきましては、昨年、旧年中に12月19日と24日に一度、私どものほうで全般の話と、それから、各省の関係の話についても御説明の機会を設けさせていただきました。そこから大きく変わっていることがあるわけではないのですが、そのときにまだ固まっていなかった事項もありますので、そういったものも含めて現在の進捗状況について御説明をしたいと思います。

先ほど藤原参事官のほうからお話がありましたとおり、国家戦略特区法につきまして、第3章、第4章などについて、法の公布の日から4カ月以内に施行するというようになっておまして、現在4月1日の施行ということを念頭に置きまして作業を進めております。この4月1日施行に向けまして、第3章、第4章の關係に係る政省令等について準備の作業も進めております。現在これはパブリックコメントにかけなければいけないということになりますので、若干の作業は明日からになるものもあって若干前後はあるのですが、今日スタートしてまして、3月12日までということ意見を募集期間として各種の政省令等についてパブリックコメントにかけているという状況でございます。

説明の資料としては、政省令等の進捗状況についてという説明資料と、あと参考資料で省令等の実際の案文を三つ付けさせていただいております。先ほどの12月の説明のところと重なる部分もあるのですが、今回この30分を使わせていただきまして、現在パブリックコメントにかかっている政省令等の案の状況について御説明したいと思います。お配りしている資料ですが、今回政省令等複数、今パブリックコメントにかかっているものが5本あるのですが、それぞれの作業の進捗状況の違い等もありまして、パブリックコメントに概要だけかけているものと、それから、概要だけではなくて本文もかけているものがありまして、本文もかけているものについては参考資料として案文を付けさせていただいているというものでございます。その他のものは概要だけでパブリックコメントにかけているという状況でございます。

それでは、具体的に資料の順に沿って説明したいと思います。「政省令等の進捗状況について」というところでございます。

目次の2ページ目、施行令の案の概要ということでございます。こちらは政令ということで、国家戦略特区法の委任に基づく施行令になるわけでございます。これにつきましては、12月19日のときに一度ざっと御説明をさせていただいております。そのときにまだ中身が固まっていなかったものがございます。それが「2 政令案の内容」の(1)という

ところで、「国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法」というものがございます。これにつきましては、法律の第7条第2項の中で、国家戦略特区会議の構成員のうち、民間の事業者、特定事業を実施すると見込まれる者につきましては、1に定まらないものですから、選定する際に公募その他の政令で定める方法により選定すると規定されております。これに基づきまして、その政令で定める方法を規定するというのがこの内容でございます。法律の中で公募その他の政令で定める方法とありますので、政令ではこの規定を踏まえまして、公募を原則とするように書きながら、公募によらないでいい場合というのを定めるということをしております。

それが、概要の2の(1)の①～③でございまして、①が、区域方針に掲げる目標を達成するために、特定のものを国家戦略特別区域会議に構成員として加える必要があると内閣総理大臣が認めるとき。②が、特定事業を実施すると見込まれる者の数が、特定事業の中身が非常に限定的なものなので、公募を行う必要がないと認められる程度に少数である。③は、一旦公募したにもかかわらず、応募者がいなかったとき。こういった場合については公募をしないで行うことができるということとするという規定でございます。

(2)以下につきましては、12月19日に一度御説明したところだと思います。(2)は技術的な内容の話になります。

(3)につきましては、旅館業法の特例のところでございます。これにつきましては、まだここにも要件としてこういったものを定めると書いていますが、当該事業の用に供する施設の使用期間の日数のところがこちらのワーキンググループでの議論の決着を見ていないと思っておりますので、特段具体的日数を示さないこういった概要でパブリックコメントをかけさせていただいております。

(4)は、いわゆる病床規制のところですけども、これは対象となる申請について、一通りここで挙げているというものでございます。

あとは(5)(6)が、道路の占用の関係の基準の話になります。

(7)(8)が、都市計画関係のワンストップの関係のところでございます。これも一度12月のときの説明したとおりの中身でございます。というのが、施行令の関係でございます。

3ページ目が、施行規則の案の概要ということになってございます。これも国家戦略特区法の規定に基づくもので内閣府令ということになりますけれども、主な内容として、まず一つは、利子補給金の関係です。利子補給金は、実際には税制のほうの適用範囲でも援用しますので、税制とも絡めているところでございます。

(1)が、法第2条第2項第2号の内閣府令で定める事業とありまして、利子補給金の支給対象となる事業について、内閣府令で定めるということに法律の中で書いてあるものですから、この対象を定めるということでございます。その中身につきましては、詳細にわたりますので省かせていただきますけれども、こちらの参考資料で付けております国家戦略特別区域法施行規則の(案)の第1条のところ、1ページからずっと6ページあたり

にかけて具体的に列挙をされておりました、総合特区法の同様の規定等との並びも見つつ、この辺、税調、与党税調等の議論なども踏まえて対象の事業を規定させていただいているというものでございます。

(2) につきましては、(1) のところと絡んでくるものですが、こうした利子補給金の支給対象の事業につきまして、区域計画を作成する前段階として事業の現実性を確認するための事業実施計画の手続というのを置いたというものでございます。

飛びますけれども、(7) と (8) がございます。これも利子補給金の関係でございまして、利子補給金の支給は金融機関に対して行うものですが、その支給対象となる金融機関について規定を置いたもので、これは基本的に総合特区法におけるものと同様の規定でございます。

あと、(3) から (6) につきましては、計画の認定申請を始めとして各種法律に定める手続がございしますが、その中で、内閣府令で定めるところによりとなっているところはかなりございますので、そういったものにつきまして、申請書の様式ですとか公表の仕方ですとか、そういった具体的な手続について規定しているというところでございます。そういうのが施行規則の関係でございます。

4 ページ、長いですが、施行規則第 1 条第 1 号ロ (1) の内閣総理大臣が定める要件というもので、これは大臣告示ということになりますけれども、これにつきましては、先ほどの施行規則の (1) の対象事業の範囲にも絡むところでございまして、この中で、利子補給金の支給対象となる事業については、先ほど御説明しましたとおり、内閣府令で定めているものでございますけれども、その内閣府令の中で、さらに告示に落として、内閣総理大臣が定める要件を満たすものに限定している部分がございますので、これについて告示という形でより詳細に定めているというものでございます。これも詳しくはこちらの告示の案をまた参考資料で配っております。基本的には、対象となる色々な特定多国籍企業でありますとか、法人の色々な概念がありますので、その要件について詳細に定めているというものでございまして、これも税制の適用等との関係で規定しているというものでございます。

あと、5 ページに行きまして、残る二つが、法第 26 条に基づきまして、いわゆる省令レベルでの特例を定めるものでございます。これは省令の特例ということになるのですが、内閣府と各省の規制省庁との共同の省令、共同の府令、省令という形で定めることになっておりました、タイトルはこういったような長いタイトルになっております。

5 ページのほうで、農林水産省関係の省令レベルの特例ということで、今回のものは、これについては農家レストランの関係でございまして、これは確か 12 月 24 日に農林水産省のほうからワーキンググループヒアリングで御説明があったものと思っておりますけれども、それと重なるとは思いますが、「2 命令案の概要」にありますとおり、農用区域内で農家レストランを設置するというので、そういった事業を区域計画に定めて認定を受けた場合には、農業者が自ら設置管理する農家レストランであって、自己の生産する農畜産物や

当該農家レストランを設置する農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として用いるもの、こういった農家レストランについては、農用地域内に設置が可能な農業用施設と見なすということで、農業施設について具体的に農業振興地域の整備に関する法律、施行規則の中で定めているものですから、こういったものも加えますという特例を定める省令ということになります。

6 ページ、最後が、厚生労働省の関係の同じく省令レベルでの特例を定めるものでございます。これにつきましては、これも12月24日にワーキンググループヒアリングで厚生労働省から御説明があったものと思いますが、歴史的建築物に係る旅館業法の特例に関するものでございます。中身につきましては、そのときの説明と重なるかと思いますが、命令案の概要にありますとおり、歴史的建築物を利用して人を宿泊させる事業を区域計画に定めまして、この認定を受けた場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当する施設については、旅館業法施行令に定める基準の一部を適用しないということで、玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けること、その他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること、緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること、こういった要件を満たすものについては特例を認めるということでございます。

ということで、以上の五つになります。政省令と告示になりますけれども、これにつきまして、こういった形で概要なりがまとまった形になりますので、今パブリックコメントで意見募集をかけているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございますか。

○坂村委員 実際にこの省令でもって決めるということがありますね。これに関しては、ここの中に入るのではなくて、省令のほうを見ないと分からないわけですね。実際に法律集の中に入るときには、これに関しては、国家戦略特別区域法令関連のまとまっている資料の中にこれが入ってしまうわけではなくて、これは省のほうも見ないとダメなのね。

○笠谷企画官 将来的には法令集的なものを事務局の中でまとめるときには追加しなければいけないわけですが、こういう名前の農林水産省関係云々という名前の共同省令として独立しています。

○坂村委員 省令のほうで独立したものになっているということですね。

○笠谷企画官 総合特区法などと同じでございます。

○坂村委員 そうですね。文句を言っているわけではないのだけれどもね。分かりが悪くて。

○笠谷企画官 総合特区法も構造改革特区法もそうなのですが、関係法令が複数あるという感じになっています。

○坂村委員 理解しました。だから、これは一応別のものになっているということですね。

○笠谷企画官 施行規則とは別の形式でございます。

○坂村委員 分かりました。

○宇野参事官 今の件でよろしいですか。基本方針の参考資料として、別表みたいな形で一覧性のあるものは整理しようと思っています。その旨は基本方針の中にも、そういうものを整備すると書き込んでいますので、今その作業も並行してやっていますので、4月1日の段階で施行されたものについては、省令も法律も全部含めて一覧性のあるような、それを見ればこの国家戦略特区で何が使えるか分かるような参考資料は作りたいと思っています。そうやって一覧性は確保したほうが利便の用に供するかなど。

○坂村委員 だから、例えば、国家戦略特区のページを見たら、ウェブで情報公開するでしょうから、そこを見ると十分にまとまっているのを作りますということですね。それはいい話ですね。

○宇野参事官 そうしないと、省令があったり、政令があったり、法律があったり、あちこちに飛びまわるので、自治体も大変ですね。

○坂村委員 レクチャーかガイドがなかったら一体どこに書いてあるのかが分からない。これを見てまた各省のものを全部見るとなったら、ものすごく大変だなと思っただけで。

○八田座長 実は、それがあっても難しいのです。建築基準法関係などは、こちらの法律のどこにリファーしている。そこがまたあそこの例外はすごいのです。

あと、他にありませんか。

これは実際の今度の特区の区域方針とかを作る、その話はまだ後ですか。要するに、そういうときに今のところは各省が合意できた。そうすると、区域方針や何かを作っていくときに、自治体とどういう順番で協議するとか、そういうようなことがこれから結構重要になってくるのではないかと思うのです。その辺は今何かお話しただけなのですか。また後ですか。

○藤原参事官 3月までに区域を指定するというのも総理が明言していますし、政府決定文書の中でもそういう形にしていますので、区域方針並びに政令指定、区域自体は政令で決定しますけれども、基本的に同じ対象地区ですから、そこは同時に決定するという方向で、今議論しています。

○八田座長 そうすると、区域方針というのを決めるときに自治体とも協議するわけですか。

○藤原参事官 例えば、3月のある時点で諮問会議を開いていただいて、八田先生、坂村先生に御出席いただく形になると思うのですけれども、その場で政府としての案が示される方向になると思います。

そのときまでに自治体との関係をどこでどういうふうにある程度整理するのかということに議論があると思っています。もちろん正式に決定するには法律上全ての自治体に聞くわけですが。

○八田座長 そうすると、結構これはこれで重要なことだけれども、これから区域方針を作るに当たってのスケジュール感みたいなものを我々は紙に書いていただけると、予定が

立つと思うのです。今かなり切羽詰まってきているから、どういう段取りを次にやるべきかを書いていただけるとありがたいと思います。

○藤原参事官 特区を政令で指定するときには、諮問会議と関係地方団体の意見を聞くことになっています。

区域方針のほうも6条の2項と4項だったと思いますけれども、それも政策課題と事業の基本的な方向を書いて、方針を書いて、それを関係自治体と諮問会議に聞く。先生におっしゃっていただいたように、諮問会議の先生方には少なくとも法律上意見を聞かなくてはいけないという形になっています。そのあたりは当然ワーキンググループでも前哨戦をやっていただかなくてはいけないこともありますので、御指摘のスケジュールを整理しまして、また相談させていただきます。

○八田座長 では、そういうふうによろしくをお願いします。

○坂村委員 もう一個だけいいですか。先ほどの言うと、省令の特例に関する措置を定める命令の法律を作るというのは大変なのですか。大変というのはどういうことかと言うと、おそらく今度具体的にやるということになったときに、まだ足りないとか、何かが出てきたとするではないですか。そうすると、ほとんどは具体的には省令の特例に関するほうになるのではないかなと思うのです。大きな枠組みに関してはもう問題ないというか、特区法の根本的なところは問題ないと思うのだけれども、具体的に何かやろうと言うと、これはすごい重要になってきて、多分細かい話ですね。というか、これを一個一個やっていかないと、となったときに大変なのですか。

○笠谷企画官 大変さというのも色々あるとは思いますが、法律、政令に比べると、少なくとも法制的な作業の観点から言えば、だいぶハードルが低いというか、要するに、政令であれば閣議決定ですし、内閣法制局の審査を受けなければいけませんけれども、省令であれば、我々であれば内閣府の総務課に、あと各省の総務課に審査ということで、内々の審査になります。

○坂村委員 そこで合意されて、オーケーとなって、大臣がいいとかで。

○笠谷企画官 各省がやる気になればというのはもちろん一つ大きい問題ですけども、政策的にやるという決定さえあれば、あとは法制的な作業という意味では、政令のレベルではないと思います。

○坂村委員 では、割とスピード感を持っていけるわけですね。

○笠谷企画官 だいぶ作業的にはスピード感を持っています。

○坂村委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 原委員は何か御発言ありますか。

○原委員 先ほどのスケジュールを出していただく中で多分明らかになるのだと思いますが、今日は施行令についてパブリックコメントをそろそろやらないと、というお話でしたけれども、区域を定める政令も基本的には同じようなプロセスを踏むわけですね。

○笠谷企画官 区域を定める政令については、パブリックコメントをしなくてもいいこと

になっています。法律の中で、単純に区域を定めるものについてはパブリックコメントの対象外になっているということで、パブリックコメントの手続はございません。

○原委員 では、諮問会議ということですか。

○笠谷企画官 閣議決定をやらなければいけないです。

○八田座長 党の部会はどうですか。

○藤原参事官 与党のほうも最終的には出てくると思います。

○八田座長 それはパブリックコメントの対象外であっても。

○藤原参事官 閣議決定ですから、基本的に閣議決定マターは何らかの形で触れる形になると思います。

○富屋室長代理 与党手続は、成長戦略で判断するのだったら相談に行くということになっているので、一つ一つ要るか要らないか○×を付けてもらうような手続でございます。

○八田座長 厳しくなったのですね。

○富屋室長代理 はい。かなり厳しくなったのです。

○坂村委員 一個一個○×を付けるのはすごい。

○富屋室長代理 今までであれば、総合特区の基本方針の変更などは部会長にお見せして終わっていたのですが、それもちゃんとした手続を経る必要があるかどうかはもう一回これから諮らないと、どういう反応があるか分からない。

○坂村委員 一個一個○×を付けるとすごい時間がかかりますね。丁寧にやったら大変。

○富屋室長代理 丁寧にやってくれというのが与党からの申入れですので、政府内でも官房長官が丁寧にやれということで、時間がかかってもやることになるかもしれません。ただ、地域の政令はかなりの程度の確度でちゃんとした与党手続をしなさいという。

○藤原参事官 そこはきちんとやる。ただ、あと、時期についても、政府挙げて3月中の決定という形に持っていかないといけないと思っています。

○八田座長 他にないですか。

それでは、どうもありがとうございました。